

会員様各位

緊急事態宣言 対象地域拡大に伴うスクール対応について

JSS 米子スイミングスクール

平素は当スクール運営にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。
さて日本政府より緊急事態宣言対象地域拡大に伴い鳥取県も対象地域となりました。
その為、当スクールとしては下記対応を致しますのでご確認をお願い致します。

記

- ① 4月20日(月)～5月6日(水)を全クラス臨時休校と致します。
- ② 期間中の会費は 4月休会者以外の方は、特例措置として4月会費半額の措置を致します
4月会費半額分は5月会費以降に充当させていただきます。 ※全クラス対象。
- ③ 4月末退会の方は5月以降に充当が出来ませんので、4月の残り授業回数分を
5月以降で振替利用下さい。 ※期間 2021年3月末まで
- ④ 5月1日(金)が臨時休校期間に当たる為、2020年度年間カレンダーで休館日にして
おります5月22日(金)を振替で通常営業させていただきます。
- ⑤ 4月まだ出席されておらず、休会を希望される方につきましては必ずご連絡下さい。
※自動的に休会扱いにはなりません
- ⑥ 臨時休校期間中に振替予約を取られている方はすべて取り直しをお願い致します。
- ⑦ 臨時休校期間中のフロント対応(電話を含む)
対応期間/4月20日(月)～4月25日(土)及び5月6日(水)
時 間/10:00～15:00と制限させていただきます。
※各種届出はお電話での対応可能です。
- ⑧ 5月2日～5月6日で予定しておりましたGW通い特練は中止となります。
県内試合の五県対抗予選会(6月7日)も中止となりました。

～国の非常事態とご理解頂き、ご協力の程宜しくお願い致します～

<お願い>

緊急事態宣言の延長による臨時休校延長も考えられます。再開及び追加情報も含め
随時ホームページ・情報メールで発信いたしますので、臨時休校期間内も細目に
ホームページはご確認いただきます様よろしくお願い致します